

<報道発表資料>

令和3年4月28日

男性の育休取得促進など働き方改革を進める企業に奨励金 ～取組項目により最大50万円～

埼玉県では、男性の育児休業取得などの働き方改革を進める企業に対し、無料でアドバイザーを派遣し、目標を達成した企業には最大で50万円の奨励金を支給する事業を実施します。

このたび、令和3年度の参加企業の募集を開始します。男性の育児休業取得促進や長時間労働の是正を進める企業の応募をお待ちしております。

●事業の概要

1 事業内容

- 無料で中小企業診断士などの専門家をアドバイザーとして派遣し、企業の働き方改革の取組を支援
 - 成果目標を達成した企業に50万円又は30万円の奨励金を支給
 - 働き方改革のモデルとして、企業の取組内容を広く発信
- 過去の取組企業の事例はこちら

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/hatarakikata/model.html>

2 対象取組、成果目標、奨励金、応募締切、募集企業数

※事業への参加に当たっては審査があります。

対象取組	成果目標	奨励金	応募締切	募集企業数
男性の育児休業取得促進(1か月以上)	県内の事業所に勤務する男性従業員が連続1か月以上(週休日等を含む)の育児休業等取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施	50万円	12月末日	2社

対象取組	成果目標	奨励金	応募締切	募集企業数
男性の育児休業取得促進(10日以上)	県内の事業所に勤務する男性従業員が連続10日以上(週休日等を除く)の育児休業等を取得するとともに利用拡大に向けた社内研修を実施	30万円	12月末日	10社
長時間労働の是正	取組期間(3か月間)に①～③を全て実施 ①所定外労働の平均時間数を過去2年の同期と比較して15時間以上削減 ②各月45時間を超える所定外労働を行っている従業員がいない ③36協定において延長することができる労働時間の上限が年360時間以内	30万円	9月末日	

3 その他の事業

このほか、テレワークの導入や、同一労働同一賃金への対応など企業の課題について、アドバイザーを無料で派遣する事業の募集を行っております。

4 募集開始日

令和3年4月28日(水)

5 その他

詳しくは、埼玉版ウーマノミクスサイトを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/torikumi/review/index.html>

6 お問合せ・お申込先

問合せ先 産業労働部 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当

電話:048-830-3960 FAX:048-830-4821 E-mail:a3960-05@pref.saitama.lg.jp

申込先 働き方改革事務局(一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)

電話:048-762-3391 FAX:048-762-3501

E-mail:work-style-reform@sai-smeca.org